

# 消防団活性化検討会報告書 (案)

令和6年3月

# 目 次

## はじめに

### I 現状

1. 消防団の現状
  - (1) 団員数の推移
  - (2) 構成割合の推移(男女別、年代別、職業別)
  - (3) 入団者数及び退団者数の推移
  - (4) 報酬などの状況
2. 実態調査結果
  - ・消防団活動について
  - ~~3. 消防操法大会について~~
4. 消防団活性化に係るアンケート調査結果(概要)
  - (1) 消防団活動に関すること
  - ~~(2) 消防操法大会に関すること~~

### II 課題

1. 消防団活動全般
  - (1) 消防団員の著しい減少
  - (2) 活動(訓練、行事等)の負担
  - (3) 実践的な訓練の不足
  - (4) 旧態依然とした体質
  - (5) 処遇(報酬等)への不満
  - (6) 不適切な団の運営
  - (7) やりがいの喪失
2. 消防操法大会
  - (1) 大会に向けた訓練の負担
  - (2) 大会開催に対する不満

### III 課題解決に向けた取組方針

1. 消防団活動について
2. 消防操法大会について
- ~~3. その他消防団活性化に資する事項について~~

## おわりに

### 巻末(資料編)

- 資料1 千葉県消防団活性化検討会設置要綱
- 資料2 消防団活性化に係るアンケート調査結果

## はじめに

近年、災害が激甚化・頻発化する中、消防団は、地域防災の要として住民の安全安心の確保のために必要な組織となっています。

消防団は、消火活動だけではなく、火災予防・警戒活動や応急救護などの住民指導、災害時の救助救出活動、避難誘導、災害防御活動など多岐にわたり重要な役割を果たしています。

しかしながら、全国的に消防団員数は減少する一方で、この状況は千葉県においても例外ではなく、このままでは地域防災力の低下を招くこととなり、危機的な状況であると認識しています。

消防団の活性化は今後の地域防災を考えるうえで大変大きな課題であることから、今回、消防団員の声を聴くために、「消防団活動に係るアンケート調査」を実施するとともに、団活動や消防操法大会に関する実態調査を実施しました。

少子高齢化や就業構造の変化、住民意識の変容などの社会環境の変化に伴い、消防団員の高齢化、サラリーマン団員の増加などの課題もある中、消防団員や関係者の皆様に協力いただいたこれらの調査によって、団員が日ごろ消防団活動に対し、どのような負担を感じ、処遇等に対し、どのような不満を持っているか認識するとともに、団活動の実態についても把握することで、対策を要する課題認識をすることができました。

千葉県では、アンケート結果等から浮かび上がった課題の解決の方策を検討するため、「消防団活動」及び「消防操法大会」の2つのテーマに絞り、活性化に向けたあり方について、学識経験者、消防団長、行政関係者などで構成する「千葉県消防団活性化検討会」を設置し、会議を重ね、その結果を、報告書としてまとめました。

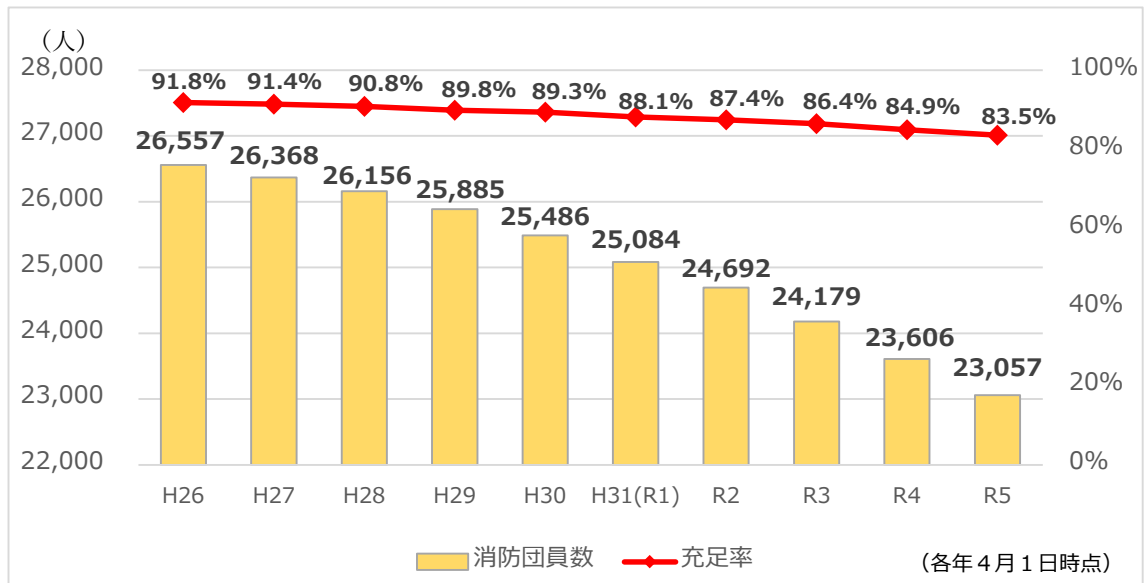
本報告書の内容が、今後の各地域における消防団の活性化の一助となることを期待します。

## Ⅰ 現状

### 1. 消防団の現状

#### (1) 消防団員数の推移（充足率含む）

全国的に消防団員数が減少傾向にある中、本県においても平成26年から令和5年の10年間で、3,500人減少し、令和5年4月1日時点で23,057人となっており、地域防災力の中核を担う消防団員の確保が喫緊の課題となっている。

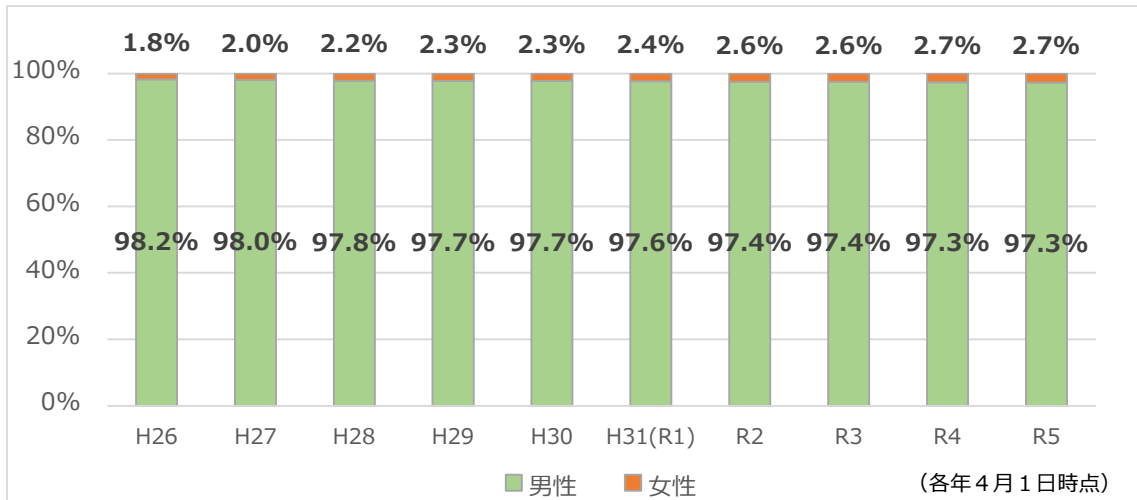


出典：総務省消防庁「消防防災・震災対策現況調査」、「消防団の組織概要等に関する調査」

#### (2) 構成割合の推移（男女別、年代別、就業形態別）

##### ア. 男女別構成割合の推移

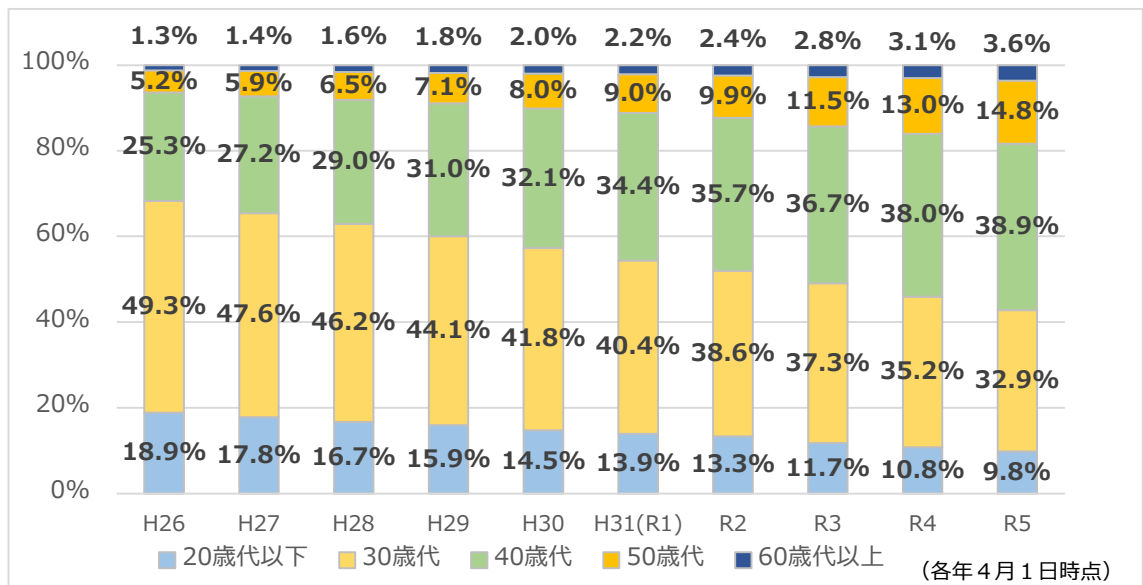
全国的に消防団員数は減少傾向にあるものの、女性消防団員数は年々増加傾向にあり、本県においても平成26年から令和5年の10年間で、158人増加し、令和5年4月1日時点で628人となっており、全消防団員に占める割合は約2.7%となっている。



出典：総務省消防庁「消防防災・震災対策現況調査」

### イ. 年代別構成割合の推移

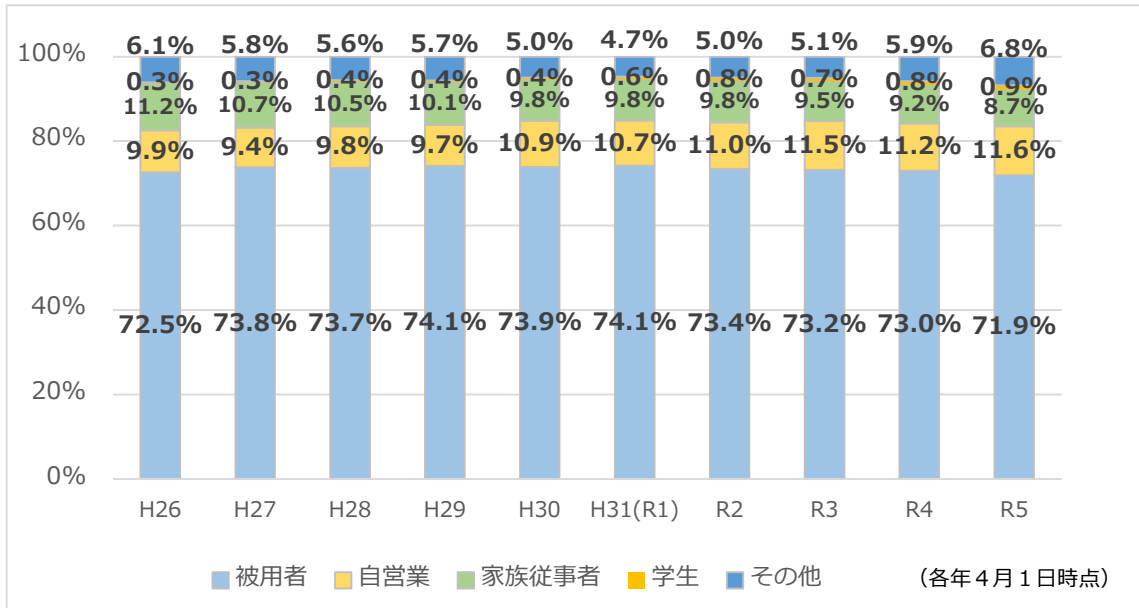
少子高齢化の進展や就労環境の変化の影響等により、若年層の消防団員構成割合は全国的に減少しており、本県においても30歳代以下の減少が著しく構成割合が、平成26年4月1日時点で68.2%であったが、から令和5年の同時点で42.7%は10年間で、約54.4%減となっている。他方で、60歳代以上のその他の年代の構成割合は、約40.7%増となっ年々増加している。



出典：総務省消防庁「消防防災・震災対策現況調査」

### ウ. 就業形態別構成割合の推移

消防団員の就業形態別構成割合を見ると、被用者の割合が令和5年4月1日時点で全体の7割以上を占めており、10年前の平成26年と比べて、横ばい傾向にある。

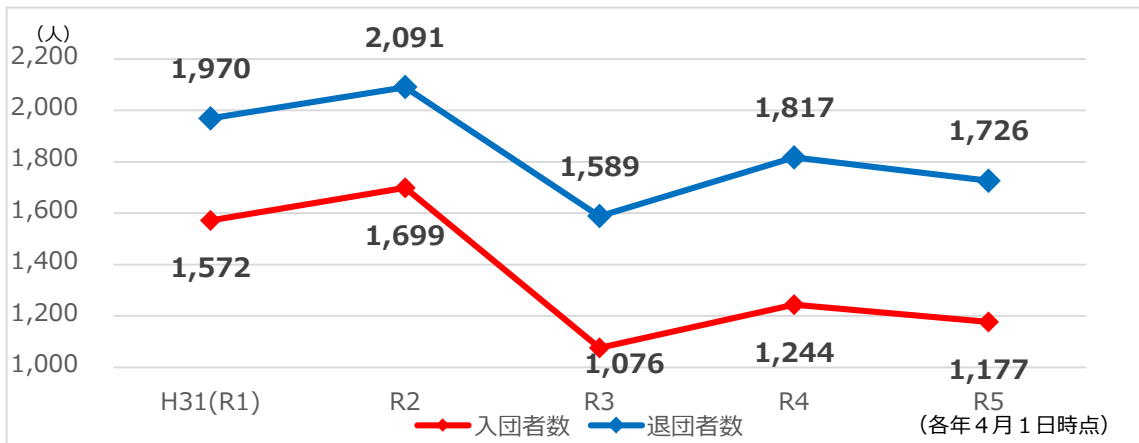


出典:総務省消防庁「消防防災・震災対策現況調査」

### (3) 入団者数及び退団者数の推移

本県における入団者数及び退団者数を見ると、退団者数は高い水準で推移しているのに対し、入団者数が大きく減少している。

市町村別に入退団者の状況を見ると、機能別分団・団員制度の導入により、学生や女性の入団者が増加しているが、他方で、本業や家庭との両立が困難になったこと等を理由とした退団者が増加している。



出典:総務省消防庁「消防団の組織概要等に関する調査」

### (4) 報酬等の状況 (年額報酬、出勤報酬、支払い方法)

消防団員の士気向上等のため、「消防団員の報酬等の基準の策定等について(令和3年4月13日付け消防地第171号消防庁長官通知)」において、「非常勤消防団員の報酬等の基準」(以下、「基準」という。)に沿った処遇改善に取り組むよう、総務省消防庁から通知されたところである。

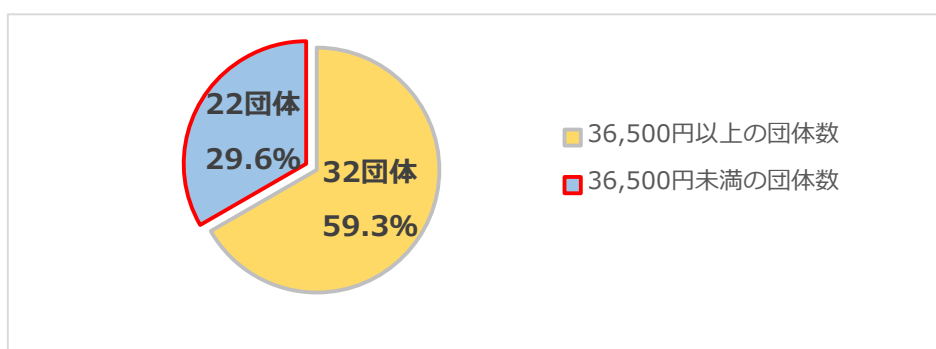
また、報酬の種類は、出勤回数によらず年額により支払われる「年額報酬」、出勤に応じて支払われる「出勤報酬」の二種類とすることが定められ、その支給方法については、消防団員個人に対し、市町村から直接支給するよう、併せて示されたところである。

#### ア. 年額報酬の額

年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」(昭和39年消防庁告示第5号)に定める「団員」階級の者については、年額36,500円を標準とするよう基準が示された。

令和5年4月1日時点の県内48消防団における対応状況は、32団体が標準額である36,500円以上を支給しており、**22**団体(\*)が、未対応となっている。

なお、対応割合については、全国平均の86.0%を大きく下回り、43番目となっている。



出典:総務省消防庁「消防団の組織概要等に関する調査(令和5年度)」

(注) 総務省消防庁の調査では、千葉県は団体数が54(市町村数)となっており、消防団の数とは異なっている。これは、長生郡市広域市町村圏組合消防団を構成市町村7団体がカウントしているためである。

<参考:千葉県の団体数を48(消防団数)とした場合の対応割合>

- ・標準額以上を支給 66.7%
- ・未対応 33.3%

#### \*年額報酬が標準額未満の団体 (令和5年4月1日時点)

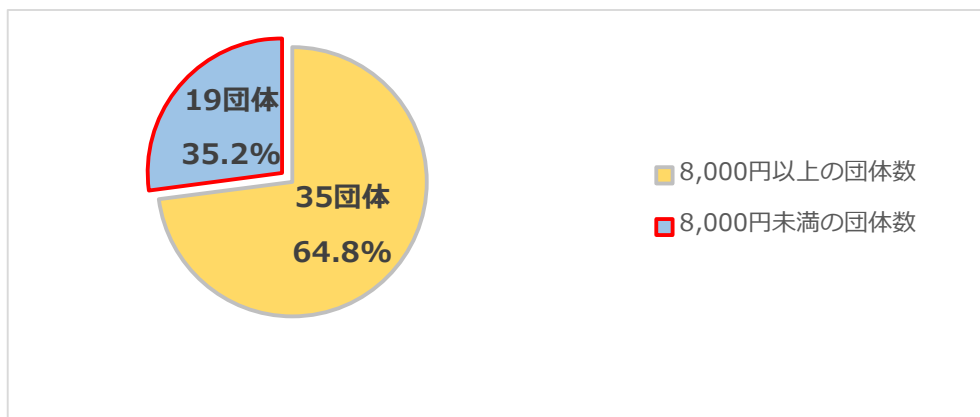
長生郡市広域市町村圏組合(茂原市、一宮町、睦沢町、白子町、長柄町、長南町、長生村)、旭市、勝浦市、鴨川市、袖ヶ浦市、匝瑳市、香取市、いすみ市、大網白里市、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、御宿町

#### イ. 出勤報酬の額

出勤報酬の額は、災害(水火災又は地震等の災害をいう。)に関する出勤については、1日当たり8,000円を標準とするよう基準が示された。

令和5年4月1日時点の県内48消防団における対応状況は、35団体が標準額である8,000円以上を支給しており、**19**団体(\*)が未対応となっている。

なお、対応割合については、全国平均の84.2%を大きく下回り、42番目となっている。



出典：総務省消防庁「消防団の組織概要等に関する調査(令和5年度)」

(注) 総務省消防庁の調査では、千葉県は54(市町村数)となっており、消防団の数とは異なっている。これは、長生郡市広域市町村圏組合消防団を構成市町村7団体でカウントしているためである。

<参考：千葉県の団体数を48(消防団数)とした場合の対応割合>

- ・標準額以上を支給 27.0%
- ・未対応 33.3%

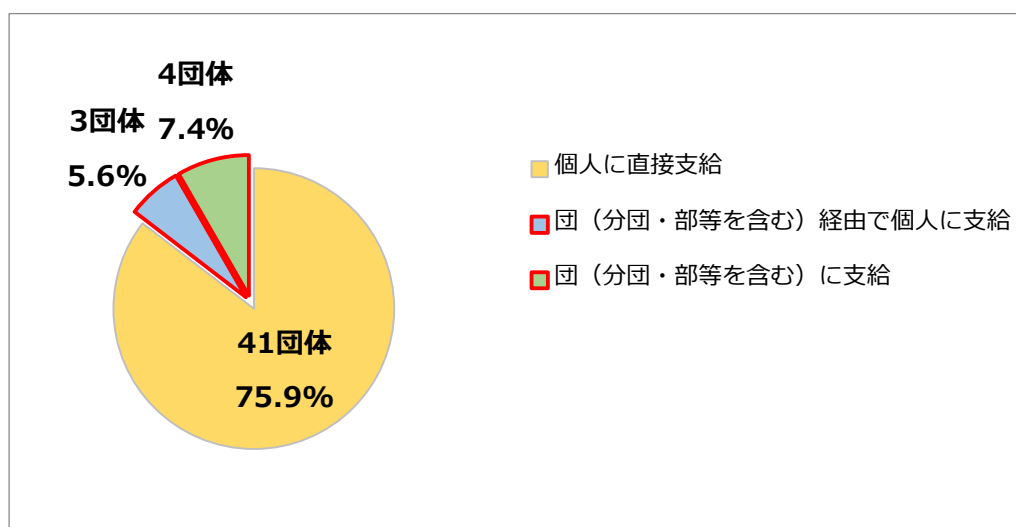
**\*出動報酬が標準額未満の団体 (令和5年4月1日時点)**

長生郡市広域市町村圏組合(茂原市、一宮町、睦沢町、白子町、長柄町、長南町、長生村)、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、大多喜町、御宿町、鋸南町

**ウ. 報酬等の支給方法**

(a) 年額報酬の支給方法

年額報酬の支給方法について、令和5年4月1日時点の県内48消防団における対応状況は、41団体で「個人に対し直接支給」しており、3団体(\*)で「団(分団・部等を含む)経由で個人に支給」、4団体(\*)で「団(分団・部等を含む)に支給」している。





出典：総務省消防庁「消防団の組織概要等に関する調査(令和5年度)」

(注)総務省消防庁の調査では、千葉県の実団体の数が54(市町村数)となっており、消防団の数とは異なっている。これは、長生郡市広域市町村圏組合消防団を構成市町村7団体にカウントしているためである。

<参考：千葉県の団体の数を48(消防団数)とした場合の対応割合>

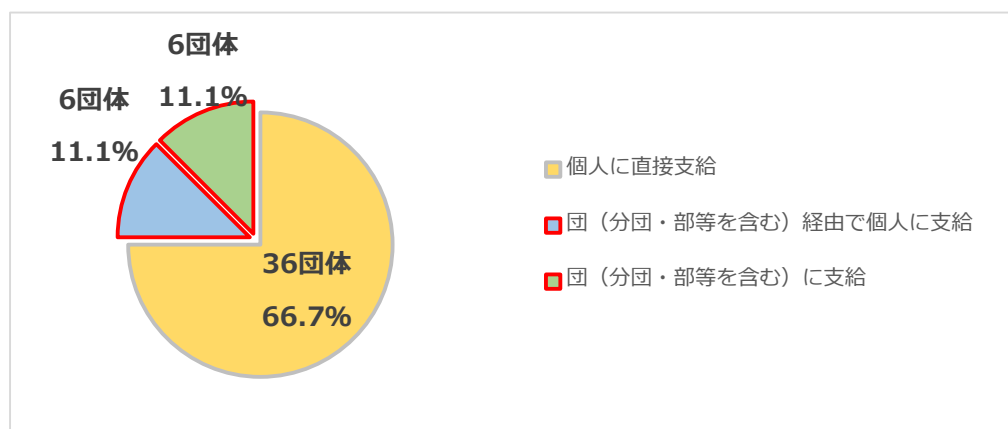
- ・個人に直接支給 85.4%
- ・団(分団・部等を含む)経由で個人に支給 6.3%
- ・団(分団・部等を含む)に支給 8.3%

**\*直接支給未対応の団体 (令和5年4月1日現在)**

長生郡市広域市町村圏組合(茂原市、一宮町、睦沢町、白子町、長柄町、長南町、長生村)、旭市、勝浦市、匝瑳市、いすみ市、芝山町、鋸南町

**(b) 出勤報酬の支給方法**

出勤報酬の支給方法について、令和5年4月1日時点の県内48消防団における対応状況は、36団で「個人に対し直接支給」しており、6団体(\*)で「団(分団・部等を含む)経由で個人に支給」、6団体(\*)で「団(分団・部等を含む)に支給」している。



出典：総務省消防庁「消防団の組織概要等に関する調査(令和5年度)」

(注)総務省消防庁の調査では、千葉県の実団体の数が54(市町村数)となっており、消防団の数とは異なっている。これは、長生郡市広域市町村圏組合消防団を構成市町村7団体にカウントしているためである。

<参考：千葉県の団体の数を48(消防団数)とした場合の対応割合>

- ・個人に直接支給 75.0%
- ・団(分団・部等を含む)経由で個人に支給 12.5%
- ・団(分団・部等を含む)に支給 12.5%

**\*直接支給未対応の団体 (令和5年4月1日時点)**

長生郡市広域市町村圏組合(茂原市、一宮町、睦沢町、白子町、長柄町、長南町、長生村)、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、芝山町、鋸南町

## 2. 実態調査結果

### 【消防団活動について】

消防団員へのアンケートにおいて、消防団活動が負担であるとの意見が多数あったことから、消防団活動について実態を把握するため、各市町村等に対し、令和4年度中の火災出動や災害対応等への出動状況、各種訓練の実施状況、活動報酬支給状況等の実態調査を行った。

#### (1) 団員一人当たりの年間出動回数について

年間一人当たり、最大で50回以上の活動を実施した消防団は11消防団あり、最も多く活動している団員で113回である。逆に年間、1回も活動していない団員がいる消防団が約半数を占め、活動状況に大きな開きがある。

また、今回の実態調査で、各個人の災害出動数や訓練参加数について、把握していない消防団もいくつか存在した。

#### (2) 各種訓練の実施状況について

##### ア. 操法訓練について

48消防団中 36消防団で実施、12消防団で実施されていない。

##### イ. 水防訓練について

48消防団中 16消防団で実施、32消防団で実施されていない。

##### ウ. 災害対応訓練について

48消防団中 36消防団で実施、12消防団で実施されていない。

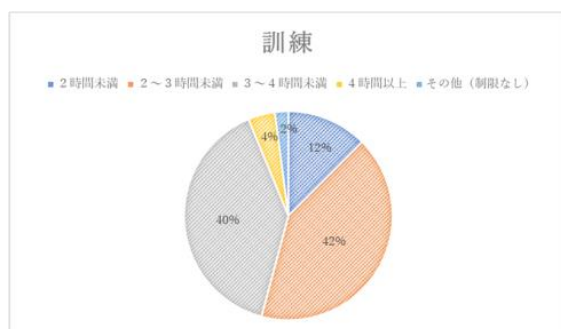
##### エ. 応急救護訓練について

48消防団中 29消防団で実施、19消防団で実施されていない。

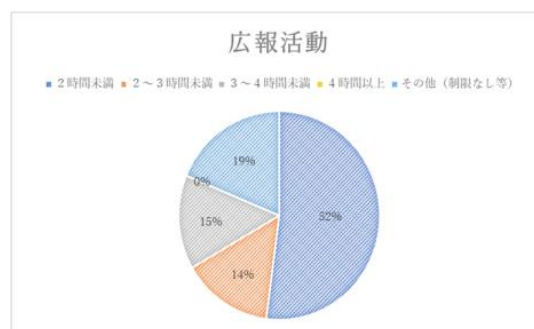
##### オ. その他の訓練について

上記以外で多く行われている訓練が機関運用訓練や資機材取扱訓練、規律訓練となっている。他にも、放水訓練や中継訓練、消火栓取扱訓練、図上訓練、赤バイ訓練など、それぞれの消防団で地域の特性に沿った訓練が行われている。

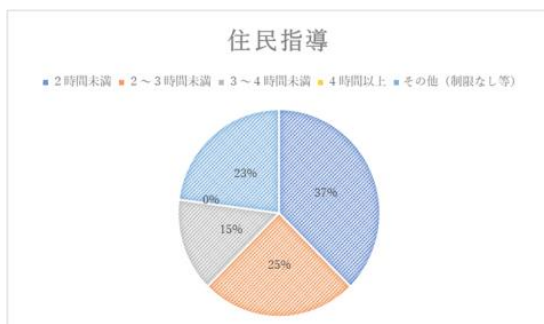
#### (3) 拘束時間について



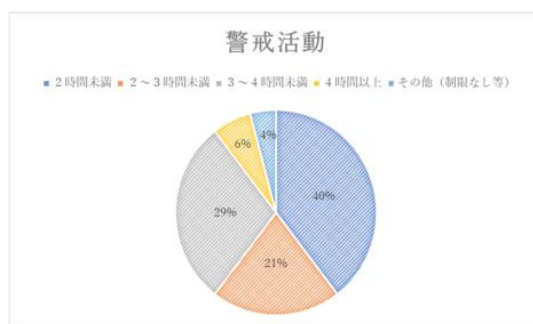
2～3時間未満、3～4時間未満が8割を超える。なかには、特に時間制限を設けていない消防団もある。



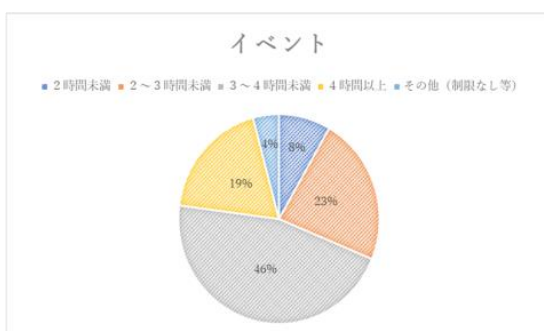
半数以上が2時間未満の活動となっており、他の訓練と比較すると拘束時間は、短くなっている。



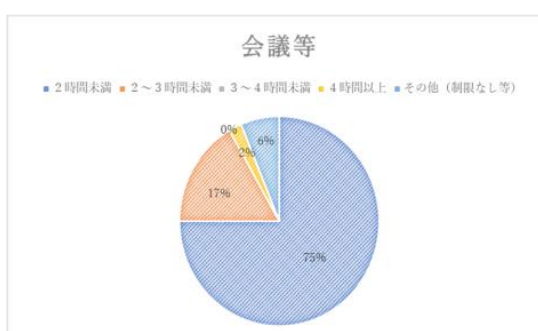
2時間未満及び2～3時間未満の活動が半数以上となり、他の訓練に比べると比較的拘束時間は短くなっている。



2時間未満が4割を占めるが、3～4時間未満も約3割となり、他の訓練と比べると比較的拘束時間が長くなっている。



3～4時間未満が4割以上を占め、4時間以上も約2割となり、他の訓練と比べると拘束時間が長くなっている。



2時間未満が7割を超え、他の訓練に比べ拘束時間は短くなっている。

#### (4) 活動報酬支給状況について

##### ア. 火災出動

48消防団中45消防団で支給、3消防団で支給されていないが、費用弁償や出動報酬として部単位で支給されている。

##### イ. 災害対応

48消防団中 43消防団で支給、5消防団で支給されていないが、3消防団は事案がなかったため支給なし、2消防団は費用弁償として支給されている。

##### ウ. 訓練

48消防団中 41消防団で支給、7消防団で支給されていないが、一部は、費用弁償で支給されている。また、予算化していない消防団もみられる。

##### エ. 操法大会に向けた練習

48消防団中 35消防団で支給、13消防団で支給されていないが、一部では、費用弁償での支給や大会に向けて補助金を支給している場合もある。また、大会が未開催だったため、令和4年度は支給されていないとした消防団もあった。

##### オ. 広報活動

48消防団中 40消防団で支給、8消防団で支給されていないが、一部は、費用弁償で

支給されている。また、予算化していない消防団もみられたが、令和5年度から条例改正を行い、支払いを行うようになった消防団もある。

#### カ. 住民指導

48消防団中 35消防団で支給、13消防団で支給されていないが、一部は、費用弁償で支給されている。また、予算化していない消防団もみられたが、令和5年度から条例改正を行い、支払いを行うようになった消防団もある。

#### キ. 警戒活動

48消防団中 41消防団で支給、7消防団で支給されていないが、一部は、費用弁償や歳末警戒交付金で部ごとに支給されている。また、予算化していない消防団もみられたが、令和5年度から条例改正を行い、支払いを行うようになった消防団もある。

#### ク. 会議等

48消防団中28消防団で支給、20消防団で支給されていないが、一部は、費用弁償で支給されている。多くは条例に定めがなく支給されていない。

#### ケ. その他

上記以外で、報酬を支払っている活動は、各消防団様々であるが、主に、出初式や辞令交付式等がある。また、報酬を支払っていない活動は、自治会等から直接依頼のある活動や自主的な活動が挙げられた。

#### (5) 活動が特定の団員に偏らないよう工夫していること

- 年度初めに事業計画を作成し、各方面隊や分団、部長に配布し、特定の団員に負担がかからないよう、地域の実情等を考慮し、調整するよう働きかけを行っている。
- 訓練やイベント等の当番ブロックを決め、ローテーションで回している。
- 一般市民も参加する訓練や中規模な訓練については、年によって開催場所を変えることで一部の団員のみが負担とならないようにしている。
- 一年間、活動のなかった団員に対して、分団長から参加してもらうように呼び掛けをお願いしている。
- 性別を問わず広報イベントやアナウンス係への協力依頼をしている。
- 火災予防運動中の警戒活動は計画書を作成し、実施している。
- 機能別団員(消防団経験者)の導入を進めている。
- 会議については、部長以上としている。
- 消防団行事の内容見直しを行い、負担軽減に努めている。
- 本部員や各部の部長が人員調整し、団本部及び事務局へ報告している。

一定の団員に活動が偏らないように配慮はしているものの、半数近くの消防団にあっては、特段の対応をしていない。

その中には、消防団幹部等に一任しているため、個々の活動状況を把握できておらず、対応がとられていない市町村等も見受けられ、特定の団員に活動が偏ってくる懸念される。

## (6) 家族の負担を軽減するために実施していること

- 子育て世代に配慮し、訓練実施時間帯は、子供の面倒を消防団員の方が面倒を見るなどし、負担軽減を図っている。
- 各活動や活動後の懇親会等は、強要しないよう働きかけ、可能な人員で対応している。
- 子育て中の団員が活動しやすいよう、一時保育を予算化している。
- 操法大会の開催時期の変更や操法指導について土日に限定せず消防団の希望する日時に対応することとした。
- 事業によっては活動人員に上限を設けるなど、事業を縮小して実施する場合がある。
- 歳末警戒の時間を1時間短縮することや、訓練開始時間を午前中で終わらせる等、団員の拘束時間を最小限とするよう見直しを行っている。
- 訓練や行事の日程を予め周知し、スケジュールを組みやすくしている。
- あり方会議を実施し、事業計画の見直し、行事の削減を行った。
- 小中学校等の行事を把握し、消防団活動が重ならないようにしている。
- 市内に消防団応援の店を設置し待遇を受けられる。
- 週末に市や自治会から依頼する消防団活動が入る時は、2週連続にならないよう、また、連休等に事業を実施しないように配慮している。
- 取り決めはないが、年に1度家族へ感謝するイベントを設け、消防団活動を理解してもらう取り組みをしている。
- 休団制度を導入している。
- 土、日休みの被雇用者が大多数のため、平日の活動は控えるとともに、指定した時間以降は、速やかに解散するよう働きかけている。

家族の負担を軽減するため、各消防団で様々な取り組みを行っているが、48消防団中、12消防団では取り組みが行われていないため、消防団員及び家族への負担が軽減されていないことが懸念される。

## 3. 【消防操法大会について】

### (1) 消防操法大会の実施状況

#### ア. 全国大会

隔年開催。消防ポンプ自動車を使用した「ポンプ車操法」と、持ち運び可能な小型動力ポンプを使用した「小型ポンプ操法」があり、それぞれ半数ずつの都道府県の代表隊が出場。

(会場となる都道府県は、両方に出場)

※次回は、令和6年度(千葉県は、小型ポンプ操法に出場予定)

※全国大会を開催しない年に、全国女性消防操法大会を開催

#### イ. 千葉県大会

毎年開催(7月下旬頃)。どちらかの最優秀賞のチームが全国大会に出場。

各支部の代表隊(東葛飾支部、印旛支部にあっては2隊)が出場。

#### ウ. 支部大会

山武支部にあつては隔年開催とし、千葉県が全国消防操法大会(男性)に出場しない年は、持ち回りで県大会への出場隊を決定する。(令和5年8月に支部役員会で決定)

それ以外の支部にあつては基本、支部大会を実施し、優勝(及び準優勝)チームが県大会に出場することとなるが、香取支部にあつては、令和5年度からポンプ車を隔年開催とし、県大会出場も隔年での出場となる。また、安房支部にあつては、小型ポンプは管内市町の持ち回りで県大会に出場している。

## エ. 市町村大会(実態調査より)

### (a) 実施状況

56市町村等(長生郡市は支団ごとの実施のため、9支団でカウント)中、42市町村等が実施、14市町村等が実施していない。

### (b) 支部操法への出場隊の選出

市町村大会(長生郡市にあつては支団大会)の上位チームが出場及び持ち回りがほぼ半数ずつである。

## 【参考】他都道府県の開催状況(千葉県消防協会調べ)

### ・都道府県大会の開催頻度

毎年開催18 隔年開催27 開催なし1

### ・全国大会出場隊(男性)の選出方法

大会で決定44 輪番制2

### ・全国大会出場隊(女性)の選出方法

大会で決定7 輪番又は協議39

### ・都道府県大会の実施方法等の見直しについて

見直した20 見直し後、さらに検討中7 見直しを検討中11 見直し予定なし8

### ・見直した事項

式典の簡素化、隔年開催、全国大会出場種目のみで実施、県及び支部大会の廃止、女性大会と隔年開催、ポンプ車と小型ポンプを交互に開催、開会式及び閉会式の内容見直し

## (2) 消防操法大会に向けた練習について(実態調査より)

### ア. 練習の開始時期

市町村大会の1か月前～2か月前が一番多く、早いところでは半年前から開始している。

### イ. 練習頻度について

ほとんどの市町村が週2回～4回の練習、一番少ない市町村で週1回、一番多い市町村で週5回以上となっている。

### ウ. 練習時間帯について

ほとんどの市町村が平日夜間に実施、また、土日の日中にも練習を実施している。

### エ. 1回の練習時間について

1時間～2時間及び2時間～3時間の練習時間がほぼ半数ずつである。

#### オ. 1回の練習参加人員について

選手の他、団本部や支援団員が多く参加している。

総勢十数名から最大43名が参加している消防団もある。

### 4-3. 消防団活動に関するアンケート調査結果（概要）

消防団の活性化に向けた本県の取組の参考とするため、県内全消防団員を対象に消防団活動に関するアンケート調査を実施した。（調査結果詳細は、参考資料参照）

#### （1）調査概要

##### ア. 調査対象

県内各市町村等消防団に所属する全消防団員（令和5年4月1日現在）

23,057名 <内訳> 男性:22,429名 女性:628名

##### イ. 回答集計期間

令和5年8月1日（火）～9月10日（日）

##### ウ. 調査方法

「ちば電子申請サービス」による無記名方式

##### エ. 回答数

7,731名（回答率 33.5%）

<内訳> 男性:7,490名（回答率 33.4%）

女性: 228名（回答率 36.3%）

その他 13名

#### （2）調査項目

##### ア. 回答者の属性

年齢、所属している消防団の地域、消防団加入期間、階級

##### イ. 消防団活動に関すること

入団理由、消防団活動のやりがい、消防団活動を通じてよかったこと、消防団活動で不満（負担）に感じること

##### ウ. 操法に関すること

操法訓練について、操法大会の開催について

##### エ. その他消防団活動に関する意見

#### （3）調査結果

##### ア. 回答者の属性

###### (a) 年齢

回答者の年齢は、「20歳代以下」が7.3%、「30歳代」が33.0%、「40歳代」が41.6%、「50歳代」が15.1%、「60歳代以上」が3.0%となっている。

###### (b) 所属している消防団の地域

回答者の所属している消防団の地域は、「千葉地域」が12.7%、「東葛飾地域」が17.1%、「印旛地域」が15.1%、「香取地域」が5.7%、「海匝地域」が6.7%、「山武地域」

が8.9%、「長生地域」が7.7%、「夷隅地域」が8.6%、「安房地域」7.5%、「君津地域」が10.0%となっている。

(c) 消防団加入期間

回答者の消防団加入期間は、「5年未満」が18.5%、「5年～10年」が24.0%、「11年～15年」が23.0%、「16年～20年」が16.8%、「20年以上」が17.7%となっている。

(d) 階級

回答者の階級は、「分団長以上」が10.8%、「副分団長・部長・班長」が27.9%、「団員」が61.3%となっている。

イ. 消防団活動に関すること

(a) 入団したきっかけ

入団したきっかけとしては、「先輩団員の勧誘」が72.2%と最も多く、次いで「友人・仲間の誘い」が11.1%、「家族の勧め」が6.7%、「ホームページ・チラシを見て」1.9%、「その他」が8.1%となっている。

なお、「その他」に関する主な回答では、「消防団に興味があった」、「東日本大震災を経験して、災害時の消防団の重要性を感じて」、「住んでいる地域で順番が回ってきたから」、「家が火事になったので」等が挙げられた。

(b) 入団理由

入団理由としては、「勧誘や誘いを断れなかった」が48.9%と最も多く、次いで「地域に貢献したい・地域を守りたい」が31.0%、「仲間・友人を作りたい」が7.2%、「楽しそう」が3.2%、「防災知識を身につけたい」が2.5%、「その他」が7.2%となっている。

なお、「その他」に関する主な回答では、「地元に住むので付き合いとして」、「団員の高齢化が進んでいたから」、「入るのが当たり前だと思っていた」、「消防を目指しているため経験を積みたいと思ったから」等が挙げられた。

(c) 消防団活動のやりがい

消防団活動のやりがいとしては、「ややある」が29.1%と最も多く、次いで「どちらとも言えない」が25.3%、「ある」が22.9%、「ない」が12.3%、「あまりない」が10.4%となっている。

(d) 消防団活動を通じてよかったと感じること(複数回答項目)

消防団活動を通じてよかったと感じることとしては、「知人・仲間が増やせた」が58.4%と最も多く、次いで「いろいろな経験ができた」が45.6%、「防災意識が高まった」が35.8%、「消防・救命の技術が身についた」が30.1%、「地域から頼られる存在となった」が18.6%、「特にない」が11.6%、「その他」が1.3%となっている。

なお、「その他」に関する主な回答では、「仲間との絆が深まった」、「地域の歳の離れた人との交流」、「自分自身が生まれ育った地域に貢献出来る事」等が挙げられた。

(e) 消防団活動で「不満」や「負担」に感じること(複数回答項目・自由記述項目)

消防団活動で不満や負担に感じることとしては、「消防操法大会」が72.2%と最も多く、次いで「家族への負担」が39.2%、「報酬が少ない」が35.0%、「各種訓練」が31.



7%、「各種会合への参加」が31.5%、「警戒等の待機(拘束)時間の長さ」が26.3%、「イベント等への参加」が23.9%、「職場の理解」が19.7%、「特にない」が10.4%、「報酬の受領方法」が9.6%、「団員との人間関係」が9.6%、「資機材の不足」が8.0%、「住民指導活動」が7.2%、「危険性が高い」が6.4%、「その他」が7.0%となっている。

なお、「その他」に関する主な回答では、「人員不足のため個人に掛かる負担が大きい」、「若者を惹きつける要素がない」、「技術講習が少ない」等が挙げられた。

また、不満や負担を感じる理由では、「引き受け手が少なく、団員の都合もつきにくい  
ため、勧誘が難しい。また、人員確保ができなければ、退団も難しい。」、「消防団を良く  
思っていない人が多いと思う」、「団員の高齢化活動を受け継ぐ団員が育たない」、「参加で  
きる時にしてくれればいいから、という誘いで入団したが訓練や夜警が頻繁にあり、自分  
のプライベートをわざわざそのために調整して犠牲にしている」、「時間に見合う報酬がな  
いので家族に理解を得られにくい。特に災害時は家族を優先できないので、せめて納得  
のいく報酬が欲しい」、「資機材不足により、活動範囲が限られる」が挙げられた。

#### (f) 団員確保のためのアイデア(自由記述項目)

団員確保のためのアイデアに関する主な回答では、「**操法大会をなくす**」、「消防イベ  
ント以外のイベントでのアピール、団員募集のチラシ等を設置してもらえそうな商業施設  
等へのアピール(スポーツジム、運動施設など身体を動かす事が好きそうな人が集まる場  
所など)」、「TVCM 等で消防団の重要性、必要性をアピールして欲しい」、「団員報酬を  
上げる」、「活動内容の PR が足りない。操法のイメージが強いので、それ以外の活動をア  
ピールした方が良い」、「消防団員には、各店舗での割引制度など、家族へのメリットが欲  
しい」等が挙げられた。

- 入団理由で「勧誘や誘いを断れなかった」とした団員は、消防操法大会だけではなく、  
各種会合や訓練など団活動全般に不満を持っている。
- やりがいの有無に関わらず、消防操法大会に不満や負担を感じている団員や家族へ  
の負担を訴えている団員が多い。
- やりがいが無い団員ほど、各種訓練や各種会合への参加も負担に感じている。また、  
やりがいのある団員は、報酬が少ないことに不満を持っている団員が多い。

#### ウ. 操法に関すること

##### (a) 操法についてどう思うか(複数回答項目)

操法についてどう思うかとしては、「訓練の負担が大きい」が71.0%と最も多く、次い  
で「実戦的ではない」が52.3%、「大会には出場したくない」が49.0%、「操法技術の  
習得は必要である」が28.9%、「訓練にやりがいを感じる」が8.2%、「その他」が  
9.1%となっている。

なお、「その他」に関する主な回答では、「ポンプなどの取り扱いを覚えるには丁度いい  
と思う」、「訓練結果に大きな意味は無いが、団員の顔合わせ及び交流として必要と考え

ます」、「必要性をまったく感じない。時代錯誤」等が挙げられた。

(b) 操法大会の開催についてどう思うか

操法大会の開催についてどう思うかとしては、「大会は不要」が39.0%と最も多く、次いで「出場したい人だけが参加すればよい」が32.5%、「毎年の開催は不要」が12.2%、「現状のままでよい」が12.1%、「その他」が4.2%となっている。

なお、「その他」に関する主な回答では、「順位を競う大会から技術向上の大会開催が好ましく思う」、「技術や知識を習得できる一方で、速さや美しさを競うことの必要性を感じない」、「全国大会、県大会、支部大会、市大会と順に開催される以上、その下の大会をやらざるを得ない状況で工夫も難しい。日本消防協会や国、県が影響大である」等が挙げられた。

○勧誘や誘いを断れず入団した団員の約50%は「大会は不要」と回答し、約35%が「出場したい人だけが参加すればよい」と回答しており、積極的に入団した団員に比し、割合が高い。

○「大会は不要」と回答している団員の多くが、大会に向けた訓練の負担が大きく、実践的なものでないとしており、大会に出場したくないと回答している。

一方で、大会の開催に否定的な団員であっても、「操法技術の習得は必要である」との回答が一定数ある。

○「大会は不要」と回答した団員の、階級別や加入期間別の割合に大きな差はないが、年代別では、30～40歳代の割合が高く、50歳代以降は低くなる。これは、年齢があがるにつれ、大会に参加する機会が減っていることが要因と推察される。

○大会は「現状のままでよい」と回答した団員の割合は、加入期間では大きな差はないが、階級別では分団長以上が多い。また、年代別では、60歳代以上が他の年代に比して多く、大会への出場者とならないためと推察される。

○「毎年の開催は不要」と回答した団員の割合は、階級別では分団長以上が、年代では50歳代以上が、加入期間では20年以上が多い。

エ. 消防団活動に関する意見(自由記述項目)

消防団活動に関する意見に関する主な回答は、以下のものが挙げられた。

- 地域防災としてはとても大切な組織だと思うが、有事の際に集まれる組織を目指さないと、このままでは不要な組織として広く認識が広がってしまうので、必要最低限の活動に絞り、消防団活動が何かという本来の趣旨を広報していただきたい
- 消防団に参加している人でお金のために動いている人はいないと思う。しかし報酬をもらえることでモチベーションのアップや助かる人は居ると思う。出て来てない団員などの選別を進めて、ちゃんと活動している人が報酬を受け取れるような消防団になるといい
- 地域に若い人が少なくなっているので、消防団という組織事体を考え直さないといけない時期がきていると思う。このままでは団員の高齢化で自然消滅すると思う
- こういったアンケートを定期的に行ってほしい 等

## II 課題

以下、「消防団活動」や「消防操法大会」に対する消防団員の声や実態調査をもとに課題の抽出を行った。

### 主な課題

- ・ 止まらない消防団員の減少
- ・ 各種行事（会合や訓練等）や訓練参加の負担
- ・ 活動に対してやりがいを感じない
- ・ 実践的な訓練ができていない
- ・ 消防団のイメージ（古い体質）が悪い
- ・ 消防団活動に対する地域住民の理解不足
- ・ 報酬に不満を感じる
- ・ 家族の理解が得られない

## 1. 消防団活動全般

### (1) 消防団員の著しい減少

- 地域の人口減少が進み、団員の担い手が不足している中、各地域では、団員の確保に苦慮しており、加入促進のための打開策は見いだせない状況となっており、現役の消防団員が地域住民を勧誘する従来型の団員確保策では団員不足の解消にはつながらない。
- 少子高齢化、被雇用者（サラリーマン化）の増加などの一般的な要因のほか、消防団設立時は地域住民の考え方や取り巻く環境も大きく変化している。これら時代の変化（プライベートの重視、地域のつながり希薄化など）に消防団が適応していない部分がある。
- 消防団は歴史があるにも関わらず、地域の認知度が低く、平時の取組や災害時の役割などについて、広く住民に理解されていない。特に、将来の消防団活動を担う若い世代や女性の理解が不足している。
- 一般の地域住民（勧誘される側）が感じる消防団に対する負のマイナスイメージ（活動外の飲酒など望まない付き合いの強要、内部での高圧的な上下関係、消防操法大会に向けた練習の負担等）は、ネット検索すれば、消防団のネガティブ情報としていくらかでも出てくる。これらのマイナスイメージが入団の阻害要因の一部ひとつとなっていることは明白である。

### (2) 活動（訓練、行事等）の過大な負担

- 消防操法大会に向けた訓練（出場者選手、後方支援者）、出初式等のイベント行事や各種会合への参加やその他訓練、警戒活動など、その頻度や拘束時間の長さなど、団員やその家族への負担（精神的、身体的）が大きい。
- 地域によっては、祭りの警戒活動や地元自治会等からの行事への協力要請など、各市町村等が把握していない活動も多く存在している。

○団員が少ないことや団員の就業形態により、活動への参加が特定の団員に偏ることや、地域によっても活動回数に偏りがあり負担感が強い。その一方で、年間を通して、1度も活動していない団員も多く見受けられているなど、不公平感も不満の一因となっている。

### (3) 実践的な訓練の不足

○操法の訓練は、消防操法大会への出場に向けた団員のスキル向上のための訓練に偏重しており、実践的な訓練になっていないとの声が多数あり、団全体の消火技術向上に寄与していない。

○また、消防操法大会に向けた訓練は、実際の火災現場で役立つものではないとの意見もある。

○~~また~~、消防操法大会に向けた訓練の負担が大きく、災害活動に必要となる実践的な訓練をする時間が確保できないことから、災害発生時に役立つ訓練を求める要望も多い。

○一部では、集団行動の基本である規律訓練なども無駄という声もあり、それぞれの団員の訓練に対する理解不足もある。

○消防団や活動に関し、団員としての心構え等を学ぶ機会が少ない。

### (4) 旧態依然とした体質

○アンケートにおいても、古い慣習や体質がそのまま受け継がれ、家庭や仕事を顧みない活動の強要や望まない付き合い(特に飲酒)の強要、高圧的な上下関係などが未だに存在しているとの回答が多数あった。

○~~これらは~~、現役団員のモチベーションの低下や入団の大きな阻害要因となっているのも事実であり、その体質の改善は大きな課題である。

○訓練中の過度な指導による暴言や暴力等パワーハラスメントや機庫での飲酒などの声もある。

### (5) 処遇(報酬等)への不満

○報酬に関しては国が基準額を示したところであるが、市町村により、年額報酬額や出動報酬の額や対象にばらつきがある。

○出動報酬の対象か否かについては、その内容や拘束時間の考慮のほか、当然のことではあるが市町村の財政状況も勘案したうえでの判断であり、すべての活動に対し報酬を支払うことは困難であると考えるが、団員の不満要因となっていることは事実であり、団員への理解促進が必要である。

○報酬が支払われない活動は、公務災害等の補償も受けられない可能性があり、今回のアンケートでも、消防操法大会の練習中のけがについて言及している回答もあった。

○報酬の支給方法については、多くの市町村等において個人口座に振り込んでいるが、未だ、個人支給を行っていない市町村等も見受けられる。団員は報酬額だけではなく、受領方法についても不満を持っている。

○個人支給後に、個人の意思に関係なく、これまでの慣習により、別途活動費などとして報酬を分団等が徴収し、管理している実態やその使途が適切でないケースもアンケートから伺え、見せかけの個人支給は不適正であり重大な問題である。

## (6) 不適切な団の運営

### (運営費関連)

- 個人への報酬を団運営費として活用してきたが、個人支給の徹底により予算が不足しており、団運営ができない。
- 運営費の使途が団員に知らされず、不透明であり、不適切。

### (協力金)

- 一部地域では団員が協力金(寄付金)を地域から徴収しているが、使途など統一的な見解がなく、更には使途不明であるなど、住民の理解を得られず、協力金を集めることが負担である。
- 協力金に賛同する住民がいる一方で、拒否する住民もいるなど協力金自体のあり方が課題である。
- ホースやグローブ等活動に必要な備品をについて、運営費だけでは対応ができず、協力金や団員個人からの持ち出しで賄っている。

## (7) やりがいの喪失

- 入団のきっかけで一番多いのは、先輩団員からの誘い(約 7 割)であり、入団したのは、その誘いを断り切れなかった(約 5 割)という状況であり、自発的な入団者は多くないのが現状である。
- やりがいを感じている団員が約半数いる一方で、「やりがいはない」、「あまりない」、「どちらともいえない」という団員も半数存在することを重く受け止める必要がある。
- 勧誘を断り切れずに入団した団員にとっては、消防団のやりがいや活動することでのメリットを見いだせず、なぜ、自分だけが家族とのプライベートの時間や職場の有給休暇を使ってまで消防団活動を行わねばならないのか、との思いが強くなり、結果、早く辞めたいと考える団員が多いと考える。
- 家族や職場で消防団活動の重要性、必要性が十分理解されていないため、活動することによって否定的な面もある。~~団員が活動しやすくするためには、地域や職場の理解が不可欠である。~~

## 2. 消防操法大会

### (1) 大会へ向けた訓練の負担

- 操法は大事だ、必要なものだとして認識している団員が多くいるにも関わらず、現状、その訓練は消防操法大会に出場する団員のスキルアップにとどま~~っており~~、上位入賞を目指すことが目的となっており、消防団としてのスキルアップにつながっていない。
- 消防操法大会出場に向けた訓練は、出場する団員のみならず、それ以外の多くの団員が支援などを目的とした訓練補助や応援的な立場での訓練に参加しており、拘束時間や訓練頻度など、特に平日夜間や休日に係る負担が大きく、家族の理解も得られにくい。
- 消防操法大会の訓練が重荷であるとのイメージが先行し、新規入団の妨げになっているとの声も多くある。
- 団員が少ないことにより、そもそもの要員の確保が困難となっており、結果、同じ団員が同じ番

員を毎年行い、大きな負担・不満となっている。

## (2) 大会開催に対する不満

- 地域によっては、大会自体不要（消防操法を競う必要はない、大会の必要性を感じない、大会があるから訓練がなくなる等）であるとの声も多くある中、一方では、士気高揚のために現状維持を求める声もある。
- 高齢化が進み、選手のなり手が不足しており、毎年の出場が困難である。
- 火災現場での消火活動には操法の習得や技術向上は必須であるが、大会出場という中ではなく、日ごろの訓練として多くの団員が操作できるようにすることが優先されるべきであるが、大会に出場し、上位入賞を目指すことに重きが置かれている。
- 市町村等でも消防団員に対し、アンケートを実施しているが、結果が反映されていないとの意見も見受けられた。

## III 課題の解決に向けた取組方針

前章で示した課題を踏まえ、今後、消防団の活性化にあたり、どのような活動、どのような取組みが望ましいかについて、「消防団活動」や「消防操法大会」に関し、一定の考え方を示したものとなる。

これらの取組みも参考として、各消防団や消防団事務を所管する市町村等において、あり方を検討していただき、課題の解消に向けた取組みが進むことが必要である。

### 1. 消防団活動について

#### 団員のモチベーション向上

##### (1) 消防団の役割の理解促進

アンケート調査では、一部に、消防団は不要との意見があるが、風水害や地震など大規模災害発生時における消防団員の活躍は過去の事例からも明らかである。消防団は地域防災の要という位置づけについては、全く変わらず、**団員のみならず、社会的な理解を深めていくことが必要**である。

##### (地域理解)

**県民に対する**従来型の PR 活動は、県、市町村等において継続的に実施する必要がある。消防団の魅力発信と継続した PR については、対象（若者や女性など）を絞り、消防団の**役割や活動に対する理解の促進を図る**ほか、**特に若者や女性向けに、消防団が活躍している写真や動画、団員の声などを SNS を活用して発信する PR も効果がある**と思われる。

さらに、入団のきっかけの多くが誘いというように、地元のつながりによるものが多く、これにより消防団の重要性、必要性が十分に理解されず、市町村等は消防団の活動や魅力を積極的に広報活動を行い入団促進

~~これらの消防団活動に対する地域住民の理解促進も大事であるが、現役団員に対しても、消防団の役割・重要性について、あらためて理解促進を図る必要がある。~~

### (家族の理解)

消防団活動には、家族や職場の協力が不可欠であり、団員家族や職場に対し、活動への理解促進を図るとともに、「消防団応援の店」制度の導入など団員であることのメリットの創出にも努める必要がある。

消防団としても、「時代の変化を的確に捉えた活動の変革」が必要であり、消防団員が消防団員であることに誇りを持ち、活動に対し、意欲的に取り組むことや、子供と一緒に活動できる環境を整備することなどにより、家族の理解も深まり、子供との時間も確保できると考える。

### (職場の理解)

サラリーマン団員が増加し、勤務時間帯における活動への対応が難しくなっている。消防団活動は、強制されるものではなく、できる範囲でやるのが望ましいが、仕事を休まざるをえない場合もあるため、職場の理解は不可欠である。従来より導入を進めている消防団協力事業所表示制度は、企業の消防団活動への理解を醸成するために有効である。

また、市町村長等が、団員の職場に対し、消防団活動に対する御理解と御協力を文書などにより働きかけるなど、消防団員が活動しやすい環境づくりにも取り組むべきである。

### (2) 負のイメージの払しょく

また、消防団が持つ「負」のイメージ(消防操法大会の練習がきつい、活動や会合が多くプライベートがなくなる、パワハラ体質、飲み会が多い等)の解消が必要であり、そのためにも活動内容の見直しや風通しの良い環境づくりが必須である。

訓練や会合等についても、どのような目的で実施するのか明確にするとともに、各種行事はもちろん、消防団としての非公式の集まり(飲酒等)への参加についても「強制ではない」ことを「団の統一的な意思」として明示するなど「組織風土改革」が必要である。

### (3) 風通しの良い環境づくり

消防団は、指揮命令系統を持ち、災害現場等では個々が勝手に行動し、2次被害を出さない為に上位階級の者の指揮命令(トップダウン)のもと活動することが大切である。

しかし、それは非常時やその対応等に係る訓練においての場合であり、その関係性を常時持ち込むことは適切ではなく、日ごろは、団員一人一人の声が届くボトムアップの体制も必要であり、団員の声を聴く姿勢を持つことが重要である。

今回のアンケートで、多くの団員が所属分団等に対し不満を持っていることを踏まえ、団員との対話(意見交換)の場(手法)が必要である。

団員の意見の把握は、活性化の貴重な資源となることから、匿名で意見を申し入れる仕組みや体制の構築など団員が声を上げやすい工夫が求められる。

さらに、団内部の取組はもちろん、直接団運営に携わっていない第三者機関(例えば県や消防協会)によるアンケート調査を実施し、改善状況の把握、個々の団員の想いを聴取し、各地域の消防団活動にフィードバックすることで活性化につなげるという姿勢も必要である。

## 活動の負担軽減

### (1) 行事・訓練内容の見直し

消防団活動に関して市町村等に対し、実態調査を行ったところであるが、すべての活動を把握できていない市町村等も見受けられることから、年間を通じて行われる訓練や行事が団員にとって、どの程度の負担なのか、具体的に現況を認識した上で、分団の割り振りの工夫など、それぞれの地域の実情も踏まえた負担軽減策の検討が必要である。

既に実施しているところであると考えるが、一部で行事が近づくまで予定が分からないなどの声もあることから、**できる限り**年間の活動計画を明示し、団員が予定を立てやすい環境の整備が必要である。

入団時の研修など、体系的にどの分団でも各団員が同様の基礎的な教育を享受できる体制を整備するとともに、**活動上必要となる訓練や重要な行事等については、その目的や意義、必要性などの理解促進に努める**ことが望ましい。

#### (式典などの簡略化)

消防出初式(リハーサルを含む)や式典などについても、**集合時間の見直し**、行事の内容、参加者、来賓あいさつ等の簡略化、実施環境の改善(屋外→屋内)など、**時間短縮・簡略化の観点から**、団員の負担軽減に努める必要がある。

#### (訓練の実施方法の改善)

各種訓練の実施にあたっては、団員の働き方に併せた訓練日時や集合時間の工夫(拘束時間の短縮の取組)による負担軽減も考える必要がある。

**近年、新型コロナウイルス感染拡大**により、様々な行事が中止・規模縮小となり、必要最小限の訓練などを実施していたが、体制に影響はなかったことを、多くの団員が感じていることも踏まえた合理的かつ効果的な活動とする対応が望まれる。

#### (全体のスキルアップ)

訓練は、一部の団員だけが実施するのではなく、開催方法や日時などを工夫し、より多くの団員(全団員)に災害時に必要となる技術や知識を習得することで地域防災力の向上に努めるとともに、各種訓練を指導する人材の育成も重要となるほか、訓練マニュアルなどにより、各団員の訓練レベルの平準化を目指すべきである。

### (2) 出動・活動方法の見直し

団員が**不足減少**する中で、少人数で活動せざるを得ない地域もあり、団員の負担も**増加している傾向**にある。班編成等について**広域化・再編**するなど、**活動や出動体制**を抜本的に見直すことも考えていく必要がある。

また、年間を通じた活動の負担軽減を図るという観点から、「歳末警戒」や「火災予防」に携わる団員の配置や人数について、効果的かつ必要最小限の体制で実施する必要がある。地域の自治会や自主防災組織などと共同で実施することも検討する価値がある。

### (3) 活動の効率化

消防庁では、新型コロナウイルス感染症対策やデジタルガバメント実現のため、「書面主義、押印主義、対面主義の見直し」や「行政手続のオンライン化推進、業務プロセス・システムの標



準化」といった課題への対応としてデジタル技術の活用を進めている。

消防団においても活動報告等の事務作業のデジタル化や、WEB を活用して会合等を開催することで出席に係る往復の時間短縮なども、団員の負担軽減に資することから、積極的な DX の推進が望まれる。

## 実践的な訓練の実施

実践的な訓練を要望する団員が多い。各消防団においては操法以外の訓練も実施しているところではあるが、地域特性に応じ、必要となる訓練を精査し、災害特性（火災が多い、水害が多い等）も踏まえた効果的・効率的な訓練構成の検討が必要である。

訓練の実施に当たっては、団としての訓練の目的を明確にし、これらの内容を団員に明示し、訓練に対する理解を深めることが必要である。

また、大規模災害に備え、救助や救命措置などに特化した訓練を行うほか、避難所での活動支援も踏まえ、日ごろから自主防災組織や自治会との連携なども意識した取り組みを行うことも必要である。

さらに、入団時はもちろんのこと、定期的に消防団の現状や自らの地域における課題、それを踏まえた団活動の必要性などの基本的な知識等を学ぶ機会（研修）を作る必要がある。

## 処遇改善

### （年額報酬）

年額報酬・出勤報酬については、国の示す基準を目標とした対応が市町村等に求められており、早期に是正する必要がある。

さらに、自らの地域は、消防団に対し、どのような活動が求められるのか、そのうえでどの活動を報酬の対象とするのかなど、対外的な更なる説明が求められるほか、報酬の出ない活動（訓練等）に対する強制参加は一考の余地がある。

### （個人への支給の徹底）

個人支給というルールへの遵守は必須であり、個人ではなく、分団などに支給していることは不正であることを理解すべき不適切である。

また、個人口座に振込んでいるが、実態として一部の団員がまとめて管理している状況や半ば強制的に集金されていることも不適切な対応であり、重大な問題であることの認識も必要である。り、支給方法については、早期の改善が求められる。が、長年の慣例もあることから、運用にあたっては、幹部団員だけではなく、一般団員に対しても十分な説明をし、理解を求めていくことが必要である。

## 新たな団員の確保

人口減少等に起因する消防団の担い手不足対策としては、大規模災害や平日日中のみなど活動を限定した機能別消防団員・分団制度の積極的な導入や、学生や女性の入団、更には分団編成の改編などの取組が求められる。

加入しやすい環境の整備として、例えば IT に詳しい若者を広報（情報発信）に特化した団員と

して入団してもらい、団の PR、WEB での会議運営等を行うなど、得意分野を活かせる活動での活躍が期待できる。

## 団の運営の適正化

### (運営に係る費用)

団の運営費について精査が必要と考える。町会や住民などからの協力金(寄付金等)や団員本人からの持ち出しに依存しているケースが散見されることから、用途を明確にするとともに予算の確保が必要。

協力金(寄付金)についても、一部自治体では団員が徴収することを禁止している例もあることから、その実態を把握し、適正な対応が求められる。

### (会計の適正運用)

団(分団)会計の明朗化を図る必要がある。団員から会費を徴収している例や地域住民や自治会から協力金(寄付金等)を徴収しているなどの事例もある。

過去の裁判で、消防団について本来業務との関連が疑われる活動につき、市民等から慰労などの趣旨で直接寄付金を受領することは、違法となる余地があるとの判決(横浜地判 平22・3・24)が出されたことも踏まえ、協力金(寄付金)等の徴収の必要性や目的を明確にする<sup>とともに、その是非について検証する必要がある。</sup>

本来であれば、消防団の活動に必要な経費は市町村等の予算で賄われるべきである。

分団等で扱う金銭については、目的と用途を明確にする<sup>とともに、団員に対し、会計報告や監査などを徹底し、誰もが納得の上での適正活用が望ましい。</sup>

## コンプライアンスの徹底

消防団に対する負のイメージとして、住民が感じている「飲酒」に関しても、団員相互の親睦を深める観点から一定の意義は認めるが、開催に当たっては「参加を強制せず」、頻度や飲酒場所についても節度あるものとし、特に飲酒運転は徹底的に撲滅する姿勢が必要である。

また、ハラスメントや不祥事の発生については、消防団に対する住民からの信頼を損ねるものであり、消防団に対するイメージの悪化はもちろん、団員の士気低下への影響など様々な影響を及ぼすマイナス行為である。

そのため、ハラスメント<sup>等</sup>のない活動ができる環境の整備が重要となることから、団員に対するハラスメント研修の実施、発生した場合の相談窓口の設置などが望まれる。

消防団員は特別職の地方公務員であり、一般県民よりも、世間からも厳しい目が向けられていることを肝に命じ、「厳正な服務規律の確保の徹底」に努め、綱紀の粛正に万全を期す<sup>とともに、消防団員の倫理の保持に努めてほしい。</sup>

## 2. 消防操法大会について

課題として挙げられた「大会へ向けた訓練の負担」「大会開催に対する不満」について、「意義」「選出方法」「負担軽減」「開催のあり方」の4つの視点で対応方策を整理した。

## 消防操法大会の意義

操法は、そもそも火災現場での消火活動を安全に実施するために必要となる基本動作であり、すべての団員がポンプの仕組みや効果などについて習得が必要である。

本来、消防操法大会は、操法技術の向上や団員の士気高揚といった目的で実施されており、日ごろの操法訓練の先にある、いわば、消防団員が日ごろの訓練成果をお披露目し、自分の技術のレベルを知る場である。

廃止、**存続の意見が分かれる中で**、消防操法大会を**継続するのであれば**、その意義を明確にする必要がある。

なお、上位大会が開催されることで、これをモチベーションとして目標を持ち、頑張れる団員もいるほか、訓練を通じて団の結束を高めるとの声もあることを申し添える。

## 出場隊の選出方法

消防操法大会への参加については、**従来より**「強制」されるものではなく、「任意」であることを、今一度、明示し、**理解していただく**必要がある。

なお、参加意欲のある**団において**団員数が隊の編成に満たない場合は、地域を超えて隊を編成する、出場の見送りなど、様々な可能性を探り、団員に配慮した選出方法の検討が必要である。

市町村等や消防団の幹部団員においては、消防操法大会に参加する団員及び支援を行う団員について、地域のつながり等でやむなく参加せざるを得ない状況の団員も想定されることから、支援を行う団員も含め、同調圧力などによる強制参加を排除し、任意参加を促すほか、参加者の選出方法に配慮するなど、適切な対応が求められる。

## 大会に向けた団員の負担軽減

平日の勤務がある**いわゆるサラリーマン**消防団員にとって、出場する団員も、その訓練を支援する団員も、消防操法大会に向けて平日夜間や休日など週に何度も長時間にわたる訓練に参加することは大きな負担になっている。

訓練時間の工夫、効率的な訓練(**訓練頻度**、参加人数の制限、必要人員の精査)の実施が求められており、訓練の安全な実施にあたり、出場する団員以外に最低限何人の団員が**支援などで**必要なかも考える必要がある。

団員の実情(家庭や職場)に配慮した訓練計画を策定し、団員の理解を得ることが望ましい。

また、大会へ出場する団員を出場実績等で選抜することで出場団員の固定化を防ぐなど、一定の団員に負担が集中しないよう配慮するなど検討が必要である。

大会運営の見直しについては、例年夏の暑さの厳しい時期の大会となっており、熱中症予防の観点も踏まえた**開催**時期、大会頻度のほか、開会式や閉会式などのセレモニーの時間短縮など競技以外の部分での負担軽減も重要と考える。

## 消防操法大会の開催等

### (1) 県消防操法大会について

県消防操法大会については、日ごろの操法訓練の披露の場であると同時に、全国消防操法大会への出場隊を選考する大会としての面も有していることから、全国大会を目指す団体がある以上、開催することが**適当である**と考えるが、負担軽減の観点からの効率的な開催方法について見直しを実施することが望ましい。

例えば、全国消防操法大会の開催状況も踏まえ、開催の頻度**(隔年等)**や運営方法等の見直しも必要であり、選手として出場する団員が誇りをもって出場できるとともに、他の団員にとっては負担軽減にも配慮した大会運営を実現し、意義ある大会となるよう努める。

### (2) 支部消防操法大会について

県大会への出場団の選考の役割を果たす支部消防操法大会についても、それぞれの支部で負担軽減を検討し、実施していることと思うが、**支部大会については**、すでに県大会への参加を控えるなどの対応をする支部もあるなど、**各支部の実情の合わせた**更なる検討が必要であり、選考方法も、ほかの支部を参考に、例えば輪番制にするなど、従来方式にとらわれず検討することが望ましい。

### (3) 市町村等消防操法大会について

市町村等で開催される大会についても、これまでの慣習、慣例にとらわれず、団員一人一人の声に耳を傾け、消防操法大会の必要性等も勘案し、実施するか否かも含めた検討を行う必要がある。

全国大会や県大会があるから、廃止できないという意見があるが、上位大会への出場は義務ではなく、任意参加であるため、廃止を検討できない理由にはならない。

繰り返しになるが、消防操法大会は、参加を強要するものではない。大会を実施しないと操法技術の習得に支障が生じるとの意見もあるが、大会に向けた訓練は、参加する団員がそれぞれの役割を反復して行っているものであり、操法訓練は他の訓練と同様、年間を通して特定の団員ではなく、多くの団員が計画的に行い、身に付けるものと考えており、大会本来の意義を踏まえ、適切な対応をとることが必要と考える。

## おわりに

昭和22年4月30日に消防団令が公布され、全国の市町村に「消防団」が組織されることとなりました。以来、76年にわたり地域防災の要として、消防団は住民の安全と安心を守ってきました。消防団を取り巻く環境は大きく変化してきましたが、基本的な役割と存在意義は不変であると考えます。

特に近年、災害の態様が変化し、更には大規模化・激甚化が著しく、常備消防だけでは対応しきれない状況も発生しており、消防団をはじめとする「共助」の重要性はますます大きくなっています。

しかしながら、一方では団員の減少に歯止めが効かず、その対策も決定打のないまま、誰もが危機感だけを語り、時間だけが過ぎていきます。

本検討会では、消防団の活性化に向け、「団員の負担軽減」や「消防操法大会のあり方」の2つの柱を中心に、令和5年8月から9月に実施した消防団員へのアンケート調査により団員の生の声を聴きながら、消防団の抱える様々な課題を共有し、これに対しどのように考え、どう取組んでいくことが効果的なのかについて検討し、一定の考え方を取りまとめることができました。

消防団員が減少する中、これまでと同じ活動では団員一人一人の負担は増える一方です。災害を未然に防ぐ予防活動や住民指導、災害に備えた訓練など平時の活動も大切ですが、その活動に疲弊し、非常時に力を発揮できない恐れもあります。

この報告書を参考として、県内各消防団において、今後、活動内容など取り組むべき事項を消防団内で今一度整理していただき、それらの効率的な運用に取り組むことで、活動に対する現役団員の方々の負担を軽減し、モチベーションの向上を図るとともに、魅力ある消防団として新たな団員の加入促進につなげていけるよう、積極的に取り組んでいただく「きっかけ」となることを期待します。

## 千葉県消防団活性化検討会設置要綱

(目的)

**第1条** 地域防災の中核を担う千葉県内の各市町村等消防団(以下「消防団」という。)の活性化を図ることを目的に、千葉県消防団活性化検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

なお、検討会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関の性質を有しない。

(所掌事項)

**第2条** 検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 消防団活動の負担軽減に関すること。
- (2) 消防団の訓練に関すること。
- (3) 消防団の処遇に関すること。
- (4) その他消防団の活性化に関すること。

(組織)

**第3条** 検討会は、別表に掲げる者(以下「構成員」という。)をもって組織する。

- 2 検討会に、座長を置き、座長は構成員の互選により決定する。
- 3 座長は、検討会を統括し、検討会の議長を務める。
- 4 座長は、必要に応じ、構成員以外の者の意見を聞くことができる。
- 5 座長に事故あるときは、あらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。

(会議)

**第4条** 検討会は、千葉県防災危機管理部消防課長が招集する。

(事務局)

**第5条** 検討会の事務は、千葉県防災危機管理部消防課及び(公財)千葉県消防協会が事務局となり行う。

(その他)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年10月20日から施行する。

(別表)

消防団活性化検討会構成員

千葉県防災危機管理部	消防課長、消防学校副校長
(公財)千葉県消防協会	専務理事
消防団代表	(公財)千葉県消防協会の推薦する地区支部長の職にある消防団長(4名)
市町村代表	上記消防団長が属する市町村等消防団事務担当課長(4名)
有識者	

## 千葉県消防団活性化検討会 委員名簿

所属機関名	委 員 名
千葉科学大学 危機管理学部	教 授 藤本 一雄
市川市消防団	団 長 安達 博
銚子市消防団	団 長 芝岸 弘
長生郡市広域市町村圏組合消防団	団 長 田邊 茂
君津市消防団	団 長 平野 宏行
市川市消防局 警防課	課 長 浦田 康貴
銚子市消防本部 消防総務課	課 長 卯月 紀明
長生郡市広域市町村圏組合消防本部	次長 消防総務課長 事務取扱 秋葉 和彦
君津市消防本部	次長事務取扱 消防総務課長 安田 禎則
千葉県消防学校	副 校 長 中野 満喜
千葉県防災危機管理部 消防課	課 長 室田 泰彦
公益財団法人 千葉県消防協会	専務理事 伊藤 亮一

### <消防団活性化検討会 開催状況>

#### ○第1回検討会

日時:令和5年11月 6日(月) 午後3時30分から午後5時20分

場所:千葉県消防学校内 防災研修センター(会場及びオンラインの同時開催)

#### ○第2回検討会

日時:令和5年11月21日(火) 午後2時00分から午後4時30分

場所:千葉県消防学校 普通教室4(会場及びオンラインの同時開催)